寒川町ふれあいセンター

第１項　各施設の利用についての基本的事項

①寒川町ふれあいセンターの施設は、個人利用と予約による団体利用の２つに分ける。
②団体利用ができる施設
　会議室Ａ　会議室Ｂ　調理実習室兼サロン室
③個人利用ができる施設
　調理実習室兼サロン室（予約団体利用者がいない場合に限る）

１．会議室Ａ及びＢ
（１）基本的な運用
ア　会議室Ａ及びＢは、団体利用のために開放する。
イ　利用者に「寒川町ふれあいセンター利用申込書」（第３号様式ないし第１号様式）を提出させ、「寒川町ふれあいセンター利用承認通知書」（第３号様式ないし第２号様式）を発行し、利用させる。
ウ　貸出しは全面とし、部分貸出しはしない。
エ　利用者がいない場合は、施錠しておく。
オ　仕切板の移動及び可動ステージ設置・収納は職員が行うが、基本的には利用不可。
カ　飲食は、原則として不可とする。
キ　利用者は、予約時間より前には入室させない。
ク　利用者は、予約時間内に退室するよう指導する。
ケ　次の時間帯に予定が入っていない場合は、必ず消灯する。
コ　利用者が出したごみ（茶殻等を含む）は、必ず持ち帰るよう指導する。
サ　センター内は原則禁煙とする。
シ　利用終了後、利用者に現状復帰させるとともに、「退館チェック表」を提出させる。
ス　利用後、職員は施設を見回る。

（２）照明
ア　節電に努める。

（３）空調
ア　夏季期間（６~９月）の設定温度に注意し、過度の冷房をしない。
イ　冬季期間（12~４月）の設定温度に注意し、過度の暖房をしない。
ウ　会議室ＡＢのカーテンは長尺で開閉をすると、壊れやすいので開閉しない。

（４）利用できる事業

ア　寒川町ふれあいセンター条例第７条第２項各号に該当しない事業
イ　高齢者が要介護状態になることを予防するための事業
ウ　介護方法の普及に関する事業

２．調理実習室兼サロン室

（１）基本的な運用

ア　調理実習室兼サロン室は、予約団体利用者のために開放する。ただし、予約団体利用者はいない場合には、サロン部分のみ個人に開放する。
イ　団体の利用者に「寒川町ふれあいセンター利用申込書」（第１号様式）を提出させ、「寒川町ふれあいセンター利用承認通知書」（第２号様式）を発行し、利用させる。
ウ　飲食を可とする。（アルコール類については禁止とする。）
エ　予約団体利用者が調理器具及び食器等を利用した場合は、終了後洗浄させ、元の位置に収納させるとともに、茶殻を含むすべてのごみは必ず持帰るよう指導する。
オ　利用者は、予約時間より前には入室させない。
カ　利用者は、予約時間内に退室するよう指導する。
キ　次の時間帯に予定が入っていない場合は、必ず消灯する。
ク　その他、利用者が出したごみは、必ず持ち帰るよう指導する。
ケ　ふれあいセンター内は原則禁煙とする。
コ　利用終了後、利用者に「退館チェック表」を提出させる。
サ　個人利用者には、受付カウンターにある「ふれあいセンターサロン室使用簿」に記入させ、退出時はエアコン・照明を消し、・使用した什器・テーブルは原状復帰させる。清掃・ごみ処理の仕方は予約団体と同じとする。
サ　利用後、職員は施設を見回る。

（２）照明

ア　節電に努める。

（３）空調

ア　夏季期間（６~９月）の設定温度に注意し、過度の冷房をしない。
イ　冬季期間（12~４月）の設定温度に注意し、過度の暖房をしない。
ウ　外気導入に心がける。

（４）利用できる事業

ア　寒川町ふれあいセンター条例第７条第２項各号に該当しない事業
イ　高齢者が要介護状態になることを予防するための事業

ウ　介護方法の普及に関する事業

エ　上記ア、イ、ウに係る事業で飲食（アルコール類を除く。）が伴う事業

第２項　予約業務

１．予約により利用できる時間帯

（１）午前９時から午後１時まで

（２）午後１時から午後５時まで

（３）午後５時から午後９時まで

の３区分に定める。ただし、他に支障のない範囲内において、３区分通して利用することができる

２．予約は、利用希望日の属する月の２カ月前の１日から１０日までとし、施設、利用希望日、区分を指定のうえ、第３号様式で受付をする。この期間内で利用者の希望する枠が重複した場合は、抽選とし、２カ月前の１１日から１５日の間で抽選を行い、利用者を決定し、すべての利用者に２カ月前の１５日までに第３号様式で通知する。

３．随時受付として、利用希望日の属する月の２カ月前の１６日から利用希望日前日まで（午後５時以降の利用予約は利用希望の１ヶ月前までとする）は先着順とし、第１号様式にて受付をする。

４．上記２の受付は休館日以外のすべての日（１日から１０日）受付をする、３ の受付は、休館日、土曜日、日曜日、休日を除き受付をする。

５．団体利用者は、あらかじめ「寒川町ふれあいセンター施設利用登録（新規・変更・取消）申込書」により、団体登録をしなければならない。

６．登録できる団体は、町内に住所を有する６０歳以上の者１０名以上で構成する団体とする。